

公 募

令和8年1月28日

分任契約担当官

静岡森林管理署長 高柳 威晴

下記の不用物品（公用自動車）の購入希望者を公募します。

申し込みされる方は、下記に従い別途交付する仕様書及び現物熟覧のうえ買受申込書により申し込みください。

記

1 物件の概要

- (1) 品 名：スバル フォレスター
- (2) 登録年月：平成20年1月
- (3) 走行距離：151,350 km
- (4) 物件所在地：静岡県富士宮市北町1-5
- (5) その他：現状渡し、その他別添仕様書のとおり

2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で持参し納付できる者に限ります。
- (2) 予算決算及び会計令70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当します。
- (3) 予算決算及び会計令71条の規定、国有財産法第16条の規定に該当しない者であること。

3 買受申込書等を交付する場所並びに期間

- (1) 場所 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120
静岡森林管理署 総務グループ 電話054-254-3401
- (2) 日時 令和8年1月28日（水）～令和8年2月12日（木）
(行政機関の休日を除く。)
9:00から16:00まで（正午から13:00までを除く）。
※静岡森林管理署ホームページからダウンロードすることもできます。

4 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 令和8年2月12日（木）午前10:00まで
- (2) 申込先 静岡森林管理署 総務グループ 経理担当
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120
電話054-254-3401

5 申込方法

- (1) 「買受申込書（裏面に条件書印刷のこと）」に必要事項を記入のうえ、申込金額（リサイクル預託金、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の残期間に応

- じた価格、消費税及び地方消費税相当額を含めた総金額) 及び内訳を記入し、上記(1)の期限内に、(2)の申込先に持参又は郵便により提出してください。
- (2) 郵便の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて令和8年2月10日(火)午後16:00までの到着受付分に限ります。
 - (3) 買受申し込み前に「12(6) 関東森林管理局署等随意契約見積心得」を確認してください。買受申込書の提出をもってこれに同意したものとします。
 - (4) 物件熟覧のうえ申し込みください。引き渡し後の返品は認めません(物件閲覧希望者は9(2)に連絡してください)。
 - (5) 代理人が買受申込書を持参する場合は「関東森林管理局署等随意契約見積心得」様式第2号(第3条)の委任状を提出してください。

6 買受人の決定

- (1) 有効な買受申込書を提出した者のうち、予定価格以上かつ最高金額の者を買受人とします。同価格の最高金額を提示した者が2人以上あるときの取扱いは「関東森林管理局署等随意契約見積心得」によります。
- (2) 買受人決定の通知は、上記(1)により決定した者のみに対して、開催後、直ちに電話もしくはメール等で行います。

7 買受申込書の無効

提出された買受申込書が無効となる場合は「関東森林管理局署等随意契約見積心得」に記載のとおりです。

8 契約日及び契約金額の納入期限

買受人を決定した日から7日以内に契約するものとし、契約締結即日に現金で納付してください。

9 引渡し期限及び引渡し場所

- (1) 引渡し期間 契約金納入を確認した日から15日以内(行政機関の休日を除く10:00から15:00まで(正午から13:00までを除く))。
- (2) 引渡し場所 静岡県富士宮市北町1-5 富士宮総合事務所
(静岡森林管理署 電話:054-254-3401(総務グループ 経理担当))
(富士宮総合事務所 電話:0544-27-2494)

※事前に日時を電話連絡。職員が対応できないときがあります。

10 引渡し後の条件

- (1) 引渡しの際は「引渡し注意書兼物品受領書」に記名して提出すること。
- (2) 引渡し後は、速やかに名義変更等及び変更した旨の記載された書類(自動車車検証等)を静岡森林管理署長へ提出してください。名義変更等の引渡しに係る一切の費用は買受人の負担とします。
- (3) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしません。
- (4) 名義変更前の車両の移動は運搬車とし自走はしないでください。
- (5) 車体に森林管理署名、国有林ロゴ等の表示がある場合は、引渡し後速やかに契約者により消去し、消去後の写真を静岡森林管理署長に提出すること。

11 その他

- (1) 通貨は、日本国通貨に限ります。
- (2) 契約保証金は、代金即納のため免除します。
- (3) 契約書の作成は省略します。
- (4) 本公募に係る一切の費用は応募者の負担とします。

12 配布資料

- (1) 買受申込書（裏面に契約条件書を印刷（両面印刷）してください。）
- (2) 仕様書・物件写真・自動車検査証の写し他
- (3) 引渡し注意書兼物品受領書
- (4) 関東森林管理局署等随意契約見積心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧下さい。